

○平成二十年国土交通省告示第五百十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十九項第六号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を次のように定め、同令第二十六条の三第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定め、及び同条第十七項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第26条第38項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替を次のように定める。

1 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地域区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。

二 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表2—1の（い）項に掲げる「5—1断熱等性能等級」をいう。

三 一次エネルギー消費量等級 日本住宅性能表示基準別表2—1の（い）項に掲げる「5—2一次エネルギー消費量等級」をいう。

四 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。）が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。）第1項（3）イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。

五 全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材（紙障子、外付けブラインド（窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。）及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り

付けられるものをいう。以下同じ。)及びひさし、軒等(オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。以下同じ。)が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。

六 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の断熱性を相当程度高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1に掲げる基準値以下となるものをいう。

七 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の断熱性を著しく高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるものをいう。

八 天井等の断熱性を高める工事 屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。)、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井の断熱性を高める工事(住宅仕様基準第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。)の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。

九 壁の断熱性を高める工事 外気等に接する壁の断熱性を高める工事(断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅

の壁であって充填断熱工法（屋根にあつては屋根組材の間、天井にあつては天井面、壁にあつては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあつては床組材の間に断熱施工する方法をいう。）のものにあつては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。）の熱抵抗、断熱材を施工する箇所との区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層（断熱材で構成される層をいう。）を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項（2）ロ（ロ）の表に掲げる基準値以上となるものをいう。

十 床等の断熱性を高める工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）ロ（イ）の表に掲げる基準値以上となるものをいう。

十一 窓の断熱性を高める工事 居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、当該工事をした窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（3）イの表に掲げる基準値以下となるもののうち、全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を除いたものをいう。

十二 窓の日射遮蔽性を高める工事 居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、当該工事をした窓の建具、付属部材及びひさし、軒等が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（3）ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの（この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。）又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を除いたものをいう。

2 令第26条第38項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当

程度資する修繕若しくは模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- 一 次の表の（い）項に掲げる地域区分及び（ろ）項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ（は）項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事

（い）	（ろ）	（は）
地域区分	改修工事前の住宅の断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事
1 及び 2	等級 3	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
	等級 2	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級 1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
3	等級 3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級 2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級 1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等

		の断熱性を高める工事
4	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級2	次のイ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ニ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
5及び6	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事

	等級 1	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 及び天井等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
7	等級 3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級 2	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級 1	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
8	等級 3	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事
	等級 2	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事

等級 1	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
<p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。</p> <p>2 (は) 項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」(「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか一方)を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。</p> <p>3 (は) 項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、(は) 項に掲げる工事とみなす。</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。以下同じ。)を用いた断熱材を用いてはならない。</p>	

二 次のイ及びロに掲げる地域区分に応じそれぞれ当該イ及びロに定める工事(住宅の断熱等性能等級を一段階相当以上向上させる場合に限る。)

イ 8地域以外の地域 窓の断熱性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事若しくは床等の断熱性を高める工事(天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いない工事に限る。以下同じ。)

ロ 8地域 窓の日射遮蔽性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事若しくは床等の断熱性を高める工事

別表 1

地域区分	1及び2	3	4	5及び6	7
熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)	1.90		2.91	3.49	

別表 2

地域区分	1 及び 2	3	4	5 及び 6	7
熱貫流率の基準値 (単位 1 平方メートル 1 度につきワット)			2.33		

附 則

この告示は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年四月三〇日）

附 則 （平成二一年三月三十一日国土交通省告示第三八〇号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日国土交通省告示第二八六号）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三〇日国土交通省告示第六九九号）

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二三年六月三〇日）

附 則 （平成二五年五月三十一日国土交通省告示第五四六号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 1 中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める部分及び2 中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める部分 公布の日
- 二 「第26条第23項第6号」を「第26条第25項第6号」に改める部分、1 中「第26条第24項」を「第26条第26項」に、「同条第23項第6号」を「同条第25項第6号」に改める部分及び2 中「第26条第23項第6号」を「第26条第25項第6号」に改める部分 平成二十五年六月一日
- 三 1 中「第41条第6項」を「第41条第13項」に改める部分 平成二十六年一月一日

附 則 （平成二五年九月三〇日国土交通省告示第九一〇号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成二六年二月二五日国土交通省告示第一五四号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五八九号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三十一日国土交通省告示第二八六号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する増改築等又は同法第四十一条の三の二第一項若しくは第五項に規定する住宅の増改築等をした家屋（当該増改築等又は住宅の増改築等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 （平成三一年三月二九日国土交通省告示第四九一号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省告示第二二五号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日国土交通省告示第四四三号）

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、国内において、その者の居住の用に供する家屋について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号。以下「改正令」という。）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（次項において「新令」という。）第二十六条第三十三項第六号に規定する工事をして、令和四年一月一日以後にその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が、国内において、その者の居住の用に供する家屋について改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次項において「旧令」という。）第二十六条第二十八項第六号に規定する工事をして、同日前にその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 この告示は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について新令第二十六条第三十三項第六号に規定する工事をして、令和四年一月一日以後に当該特定個人又は個人の居住の用に供する場合について適用し、改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人又は個人が、同項に規定する居住用の家屋について旧令第二十

六条第二十八項第六号に規定する工事をして、同日前に当該特定個人又は個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年十一月一日国土交通省告示第一〇七二号）

- 1 この告示は令和五年十一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四八八号）

この告示は、令和八年四月一日から施行する。